

ポスト占領期における日米間の移民とその管理 — 人の移動の 1952 年体制と在米日系人社会 —

南 川 文 里

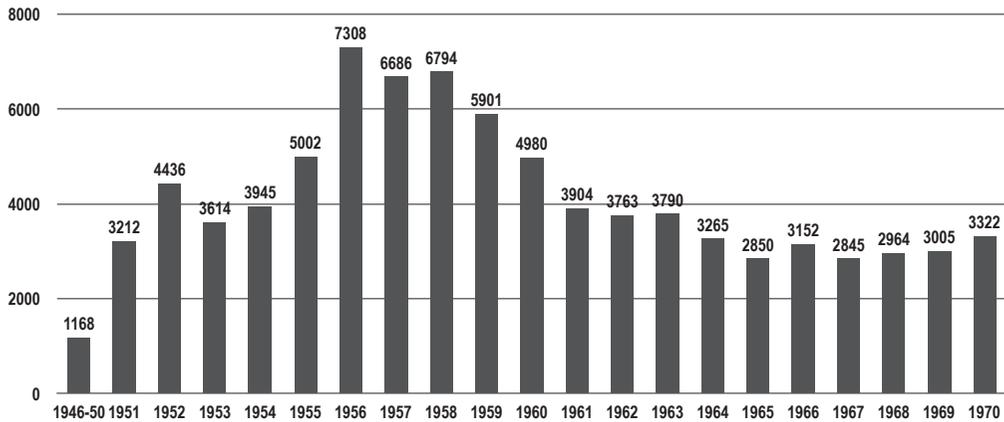
目次

1. はじめに：戦後日米関係における移住の時代
2. 1952 年体制の確立：主権国家日本と移民法改革
3. 1952 年体制下における新しい移民：難民救済法から短農へ
4. 太平洋を越える紐帯と空間的再編
5. 「日米親善」へのコミットメント：移動性、統制、人種
6. おわりに

1. はじめに：戦後日米関係における移住の時代

20 世紀初頭までアメリカ合衆国（以下、米国）にとって、日本はアジアにおける主要な移民送出国の 1 つであった。しかし、1924 年移民法による国別割当制の導入と「帰化不能外国人」の新規移民停止以降、日米間の一般移民は停滞し、日米戦争によって断絶した。第二次世界大戦の終結と連合軍による対日占領によって、新しい日米関係の時代を迎えると、両国間の人の移動のあり方も大きく変化した。その基本的枠組となったのが、1952 年移民国籍法（Immigration and Nationality Act of 1952）、通称マッカーラン＝ウォルター法（McCarran-Walter Act、以下 MW 法と表記）である。MW 法は、国別割当は維持しながらも、「日本人」の新規移民を排除してきた「帰化不能外国人」という規定を廃止して在米日本人の帰化権を認め、1924 年以來の移民政策上の転換点となった。

日米のはざまを生きてきた在米日系人にとって、MW 法以降の時代は、戦時強制収容以降のコミュニティ再建と、帰化権の獲得を契機とした市民的統合の基盤を築いた時代とされる¹⁾。移民政策をめぐる議論でも、国別割当が課せられた 1924 年から 1965 年までの期間は、移民国家アメリカが「門を閉ざした」時代とされ、MW 法以降の 1950 年代は、割当が廃止される



図：旅券発給統計による米国への年次別移住者数（1946-1970年，単位・人）

※永住のための再渡米者，派遣農業労働者などの短期労働のための渡航は含まない。
【出典】外務省『わが外交の近況』（昭和44年度，昭和55年度）より著者作成。

1965年移民法改革に向けての「前史」として扱われる²⁾。しかし，図によれば，1950年代後半に日本から米国への移住者数がピークを迎えている。日本出身の移民に関しては，1950年代こそ，戦後期において日米間で最も活発に移住が行われた時代であった。

また，MW法が成立した1952年は，日米関係における重要な転換点でもある。この年，サンフランシスコ講和条約にもとづき，日本の主権国家としての国際社会への「復帰」が実現し，連合軍による占領が終結した。講和条約は，日米間の「戦争状態」の終了を告げ，日米関係を「主権を有する対等の」「国家の間の関係」として再定義した³⁾。1952年以降の日米間における人の移動をめぐる枠組は，ポスト占領期の新しい日米関係や冷戦期の環太平洋地域の政治秩序と結びついて形成された。

本論文は，ポスト占領期における日米関係の再編成と両国の移民関連政策の転換によって構築された日米間の人々の移動についての政治社会的枠組を，人の移動の「1952年体制」と呼ぶ。1952年体制は，戦争と占領を経験した日米間に偶発的・流動的に生じた人の移動を「掌握」し，制御するための枠組である⁴⁾。そこでは，占領を背景とした移動経路を引き継ぎながら，移動する個人を「日本」か「アメリカ」かいずれの国民であるかを把握し，登録することが重視された。それは，両国のあいだで移民政策にもとづき，両「国民」の移動をめぐる権利を認めるとともに，人の流れを監視・規制して「門を守る」ための具体的な実践の集積でもある⁵⁾。また，講和条約が発効した1952年に日本国内の旧日本植民地出身者が日本国籍を「喪失」し，外国人登録法の対象となった。このことは，1952年体制の確立が，戦前の「帝国」日本の遺産を一時的に清算し，「国民国家」日本として，米国を主軸とする冷戦期環太平洋地域の国際政治秩

序へ再統合する動きの一つであったことを示唆している⁶⁾。

以上のように、日米間の人の移動をめぐる 1952 年体制とは、日米両政府による移民政策の変化を軸として、その政策形成と実施にかかわった多様な主体の活動によって構成される政治社会的枠組である。そして、在米日系人は、アメリカ政府、日本政府、移民出身地との結びつきを活用し、この新しい、移民枠組の構築に積極的に関与し、太平洋を越える新しい移動と越境の機会を切り開いた。本論文では、ポスト占領期の 1952 年体制が、合衆国本土の在米日系人社会の関与のもとでどのように成立し、新しい移動を促し、そしていかにその移動を管理したのかを論じる。

2. 1952 年体制の確立：主権国家日本と移民法改革

第二次世界大戦とその後の連合国による対日占領は、さまざまな形で日米間における人の移動を変化させた。1952 年体制の確立とは、主権国家としての地位を回復した日本と、アジア太平洋地域の新たな覇権国となった米国とのあいだの人の移動を、2つの国民国家間の移動として再定義するものであった。そのためには、戦争と占領を背景に生じた、日系人を含むさまざまな人の移動や非移動を再調整し、移動のなかで生じた地位や処遇の不一致、非一貫性を解消することが求められた。

在米日系人の往来は、戦前期から日米間の人々の移動の流れの主要な構成要素であった。1924 年移民法制定で新規移民が停止された後も、帰国する移民や、日本で教育を受けるために渡日した日系二世を中心に、戦争直前まで移動は活発に行われていた。日米戦争によって、在米一世の帰国だけでなく、開戦前に日本に渡航した二世の米国への帰還も困難となり、そのまま日本にとどまった二世は「在日二世」などと呼ばれた⁷⁾。

戦争の終結と占領は、日米間の人々の移動を再活性化した。たとえば、占領によって、多くの二世が、連合軍の一員として日本に駐留した。二世兵士の多くは、その日本語能力や日本の文化や習慣についての知識を期待され、「文化的な仲介者」としての役割を担った⁸⁾。さらに、『羅府新報』によれば、占領期には、米国とのつながりや立場を利用して「闇屋」や「密貿易」に従事した二世企業家もいたという⁹⁾。そして、1947 年に改正された「戦争花嫁法 (War Bride Act)」は、占領下で米兵と結婚した日本人女性の移住を可能にした。二世の団体であった日系アメリカ市民協会 (Japanese American Citizens League, 以下 JACL と表記) のロビイストであったマイク・マサオカ (Mike Masaoka) によれば、MW 法の実現は、日本に駐留して日本人女性と結婚した日系二世兵士への支援にとどまらず、戦時中に「敵性外国人」とされた日系人を排除する人種主義的的制度に対する闘争の一つであった。MW 法の成立は、JACL の法的闘争における「最初の成功」と称えられた¹⁰⁾。1952 年以前の占領期に生じた人の移動の多くは、

戦争と占領における日米両国間の人的結びつきにもとづいたものであり、その政策的枠組についても、日本を含む東アジア地域の地政学的状況を反映した占領政策の文脈のなかで構成されてきた。

人の移動の1952年体制は、以上のような占領期における人の移動を踏まえ、それを2つの主権国家間の移動として再定義した。その基本的枠組となったのが、1952年4月のサンフランシスコ講和条約発効から約2ヶ月後に成立・施行されたMW法である。MW法は、国別割当の範囲内で日本からの新規移民を可能にしたが、その割当は、年間わずか185名に過ぎなかった。また、MW法は、冷戦時の反共主義という新しい指針を、国境管理政策のなかに埋め込んだ。1950年には朝鮮戦争がはじまり、いよいよ米国と共産主義勢力との対立が決定的となるなかで審議・成立したMW法には、共産主義とつながりを持つ移民を制限する条項が加わった。在米日系人団体としてMW法の成立を強力に推し進めたJACLは、彼らが求める「人種平等」の理念と反共産主義的な前提を結びつけた。JACLによれば、アジア出身の移民と帰化を可能にすることは、「日本、朝鮮、東南アジアの人々に対する人種差別を一掃」するとともに、共産主義者と対峙する米国のアジア外交に広く利益をもたらすことでもあった¹¹⁾。移民法改革における「人種平等」志向は、米国のイデオロギー的優位性を保障し、アジアにおける親米政治圏の確立と結びつけられた。その意味では、MW法は、「冷戦期の公民権(cold war civil rights)の部分的な達成であった¹²⁾。

このような1952年体制において、国民的メンバーシップにもとづいて移動資格を明確にする作業は、太平洋の両岸に居住する、さまざまな人々の法的地位を問題とした。まず、この新しい移動の体制にとって不都合であったのは、帰属が不明確な二重国籍者であった。二重国籍は戦前期から二世のあいだの懸案事項であったが、MW法以降は、帰化によって二重国籍者となった一世も問題の遡上にあがった。規定では、MW法で米国市民権を取得した一世は、日本国籍から離脱することが求められた。しかし、1953年に最初の帰化が実現した後も、日本国籍離脱への動きは鈍かった。この点について、『羅府新報』は、「永く連れ添ってきた女房に別れるようなセンチメンタルな気持ちから出し渋っている」と報じ、離脱の心理的障壁の存在を強調した。一方、『加州毎日』が、二重国籍であっても、それぞれの国民として財産の所有権や移動・入国の権利が守られることを指摘したように、日系人の側から見た二重国籍の実利性や利便性も理由の一つであった¹³⁾。

同様に、「在日二世」のあいだの二重国籍者の扱いも、大きな課題となった。占領期から、在日米国領事館は、「在日二世」が米国市民権と再入国の権利を維持するためには、日本での軍属経験や日本国内での選挙参加がないことを条件としてきた¹⁴⁾。このような帰属の掌握は、MW法以降、いっそう明確となった。MW法においては、22歳以上の二重国籍者が、日本に三年間継続的に滞在し続けた場合、領事館において合衆国への忠誠の宣誓を行わなければ、米

国籍を喪失すると規定された¹⁵⁾。そのため、法の成立から3年後の1955年には、米国領事館は、成人の二重国籍者に国籍喪失の危険性を繰り返し警告し、その確認を求めた¹⁶⁾。その確認の際、戦時・占領期日本で、徴兵、投票、(公務員や教師などの)公職に応じた二世は「残留者(strandee)」と呼ばれ、米国民権を放棄したと見なされ、米国民としての再入国も拒否された。JACLは、これらの人々にも市民権再取得と再入国の機会を与えるように、政治家への働きかけや司法闘争を続け、MW法にもとづいて市民権を回復する方法が認められた¹⁷⁾。また、「不忠誠」組として強制収容時に隔離され、米国民権を喪失した二世の権利回復を求めた集団訴訟も、戦争のなかで混乱した国籍と帰属を再確認する動きの一部といえる¹⁸⁾。

一方、MW法は、米国在住の14歳以上の外国人に登録を義務づけ、18歳以上には登録証明書の携帯を求めた。これも、在米外国人の帰属を「掌握」し、文書として登録させる新しい管理技法であった¹⁹⁾。そして、その技法が導入される過程で、正規の資格や手続きを経ずに米国本土に移住・滞在した日系人に、その法的資格の正規化の機会が与えられた。日本語新聞『加州毎日』は、このような人々を対象に、非正規移民の外国人登録の方法や帰国・再渡米についての法的問題を記事で繰り返し紹介した²⁰⁾。そのなかには、1908年以降ハワイから合衆国本土への「転航」が禁止されたにもかかわらず、ハワイから移住・滞在した一世や、メキシコ経由の入国者で正規滞在資格を持たなかった人々も含まれた²¹⁾。1952年のMW法とその後の司法・立法措置は、このような日系一世に対して、外国人登録と永住権取得による正規化のための枠組を整備し、最終的には帰化や本国訪問も可能にした²²⁾。

以上のように、1952年体制は、日本を出自とする人々が、日米間を移動するためのルールや条件を整備し、在日二世の「帰米」や、一世の出身地訪問を促進した。とくに移住地と出身地の交流が活発化したのが沖縄出身の移民であった²³⁾。1952年の占領終結後も米国統治下に置かれた沖縄出身の人々について、日本外務省は、1952年以降も「琉球列島」に住む「琉球住民」の国籍は、「日本国が引き続き主権を保有」しているとして、日本国籍を持つ者として取り扱うと通知している。また、米国を含む海外に居住する沖縄出身の移住者についても、日本国籍を持つ人々として、日本の在外公館の保護下でその出入国を管理することを明確にした²⁴⁾。

1952年体制は、日米双方に住むさまざまな資格・地位の人々に対して、帰属を確定し、管理主体を明確にすることで、その移動性の自由を保障するものであった。このような移動の一部は、戦争や占領などの特定の歴史的背景を背負って生じたものだったが、それも1952年体制の法制度のもとで脱文脈化、一般化された。たとえば、戦争花嫁は、占領期における特殊な法的枠組(戦争花嫁法)による移動から、「米国民の配偶者」として、MW法のなかで国別割当の枠外で認められる「非割当移民」へと一般化された。この一般的枠組の確立と日米関係の安定のなか、日本人女性移民は、1950年代の米国への新規移民の多数派を占めるに至った²⁵⁾。

3. 1952年体制下における新しい移民：難民救済法から短農へ

1952年体制では、1924年以降の国別割当制度は維持され、日本からの新規割当移民は年間185名に制限された。そのため、実質的には割当外の戦争花嫁以外の新規移民を見込むことは著しく困難であった。このような制約のなか、2つの立場から新規移民の許可を求める声があった。

第一は、占領期において「混血孤児」や「GIベビー」と呼ばれた子どもたちの移動を求める動きである。占領下の日本で米兵と日本人女性のあいだに生まれた子どものなかには、養育環境の困難などの理由で孤児となるケースが多かった。JACLや在米日系メディアは、米国人と養子縁組した「混血孤児」の入国を認めない議会の「人種偏見」を批判した²⁶⁾。また、「混血孤児」を対象とした養育施設エリザベス・サンダース・ホームの創設者であった澤田美喜は、1952年に渡米して、在米日系人や米国政府に対して、「混血孤児」の移住を認めるように強く働きかけた²⁷⁾。「混血孤児」を受け入れるための制度的枠組の構築を求める声が大きくなる一方、日本政府が設置した中央児童福祉審議会は、「混血児」の米国移住には消極的で、国内での解決法を模索していた²⁸⁾。

第二は、アメリカ西海岸における日本人農業移民労働者への需要の高まりであった。1952年、カリフォルニア州ヴェンチュラ郡柑橘業組合のウィリアム・H・タルバート(William H. Tarbart)から、小野真次和歌山県知事に農業労働者の派遣が提案された。タルバートは、カリフォルニア州の農場経営者であった川崎常楠の仲介で、「ブラセロ」と呼ばれたメキシコ人労働者に代わって、年間7000人の日本人農業労働者を受け入れることを求めた。しかし、この計画には、AFL-CIOなどの労働組合による反対が根強くあり、実現は困難と思われた²⁹⁾。また、米国での排日問題への懸念から、日本政府も移民労働者の新規送出しに積極的ではなかった³⁰⁾。

以上のような消極的局面を変化させたのが、1953年に制定された難民救済法(Refugee Relief Act)であった。難民救済法は、ヨーロッパ東部・南部からの第二次世界大戦および戦後の社会主義体制のなかで生じた避難民を受け入れることを想定していた³¹⁾。しかし、朝鮮戦争を背景に東アジアにおける冷戦状況が緊迫すると、1954年には国別割当外で、10歳以下の「孤児」の養子縁組移民を最大4,000人受け入れることができるようになった。そこで、国際社会事業団(International Social Service)が日本で養子縁組斡旋事業に着手したほか、澤田美喜も自ら米国を訪問して「混血孤児」の養子斡旋に取り組んだ³²⁾。米国側でも、孤児の教育・福祉支援活動が広まり、アジアからの養子移民の枠組が制度化された結果、1956年までに2500名の「混血孤児」が「難民」資格で、日本から米国への渡航許可を得た。これは、日本からの「難民」全体の約7割を占めた³³⁾。

難民救済法は、もう一つの課題であった新規農業労働移民を実現させる枠組としても注目された。たとえば、JACLのマイク・マサオカは、同法により、最大7000人の日本人の受け入れが可能であると主張した³⁴⁾。この人数が、タルバートが求めた日本人農業労働者の数と同じなのは、おそらく偶然ではない。マサオカは、米国政府に対し、満州や朝鮮半島からの引揚者や自然災害の被害者も「難民」の枠組に含むべきだと訴える一方で、日本政府や移民輩出県を訪問し、難民救済法の枠組による新規農業移民の可能性を説いた³⁵⁾。その結果、1955年に同法の規定が変更されると、和歌山県から57名が、はじめての集団難民として、カリフォルニア州内の農園を「身元引受」として渡米した³⁶⁾。その後も広島県や鹿児島県などの、戦前の移民輩出県から次々と難民が渡米し、そのほとんどが同州内の農園へと受け入れられた。難民の移住には、日本政府、移民出身県、日系人団体、農園主、合衆国政府が関わり、実質的な農業移民として実行された。このような「難民」農業移民の数は、1956年末には1005名に達した³⁷⁾。

難民救済法が1956年末に失効した後、これを引き継いだのが、短期農業労務者受け入れプログラム、いわゆる短農である。短農は、難民救済法の枠組で進められた農業労働移民を、制度的にも実質化させるものであった。これは、永住権の付与が前提であった難民に対し、三年間の契約期間を定め、その期間満了後に帰国することを前提とした。1957年からは、一時的農業労働者として、年間1000人程度の日本人が、カリフォルニアを中心とした農場へと送り出された。このプログラムは、国別割当制度が廃止された1965年移民法制定まで継続し、50年代から60年代にかけての日米間の新しい移動を形づくった³⁸⁾。

この短農の成立過程でも、マサオカは、日米両政府の仲介役を務めただけでなく、メキシコや西インド諸島からの一時労働者受入プログラムをふまえ、プログラムの骨子を自ら提案した。さらに、彼は、農園との交渉役にJACLの二世を推薦し、JACLをプログラムの実施主体とするよう求めた³⁹⁾。短農プログラムは、日本政府が設立した派米協議会が全国の支部を通して希望者を募集し、米国内の農園へと労働者を派遣する、体系的な制度として導入された。米国側でのプログラム実施団体として、派米協議会現地支部が組織され、その実施にかかわる「調査、情報、工作、交渉」などをJACLなどの「二世グループ」が担った⁴⁰⁾。

このような難民救済法による新規移民の受入から短農プログラムに至る過程への在米日系人団体の関与は、「戦争花嫁」や「混血孤児」への支援と比較して、組織的であり、熱意もそれを上回った。なぜなら、新しい農業移民が、実際に日系エスニック農業における労働力不足を解決するものであっただけでなく、戦前の日本人移民の歴史を再現する、エスニックな継承者と見なされたからであった。米国市民との家族関係にもとづく女性（戦争花嫁）や子ども（混血孤児）の移動とは異なり、戦前期の移民輩出地出身の若い日本人男性を中心とした農業移民は、「難民青年」と呼ばれ、在米日系人社会のジェンダー的な秩序を補強する象徴的な役割を担っ

た⁴¹⁾。さらに、二世のリーダーたちは、これらの移住過程に深く関わることによって、日米両国の政府、出身県、州政府、農業関係者などに独自のネットワークを構築し、自らの影響力を、太平洋を越えた広範なものへと拡張させようとした。難民や短農の移動は、1952年体制における国別割当という制約のなかでも、新規の男性移民労働力の受入を実現するための、組織的努力の成果である。その意味では、在米日系人も、1952年体制下で出移民に消極的だった日本政府を動かし、新たな移動経路を切り拓いた能動的主体だったのである。

4. 太平洋を越える紐帯と空間的再編

1952年体制では、MW法を基本的枠組としながらも、国別割当の制約ゆえ、「非割当移民」「難民」「一時労働移民」の枠組が積極的に切り開かれ、新しい移動の流れがつけられた。1950年代は、戦後の日系人社会にとって新しい移住の時代であり、そのなかで、「残留者」の米国への帰国、二世の日本への移動、「戦争花嫁」、「混血孤児」、「難民青年」、短農などの多様な背景を持つ移動者が交錯した。このような新しい移動性は、日米間で太平洋を越えて結ばれる紐帯に支えられ、また、継続的な移動性は、この紐帯にもとづくトランスナショナルな社会空間を再構成した。この新しい紐帯と空間的な再編の鍵となったのが、在米日系人である。

1952年体制における新しい移動性の開拓は、在米日系人社会に経済的機会をもたらした。野心的な二世企業家は、日本との貿易や経済的結びつきに新たなビジネスの機会を見出した。日本で活動する日系二世企業家を中心に、1957年には、東京の帝国ホテルで「国際二世大会」が開かれ、ロスアンジェルス、ハワイからの参加者約150名を含む500名以上を集めた。この大会では、日米の政府関係者が出席して二世の貢献と成功をたたえるとともに、日米間の新しい人の移動と「在日二世」への権利の保障を訴えた⁴²⁾。また、このような結びつきは、日本航空のロスアンジェルス路線開通や、トヨタ自動車などの日本企業の南カリフォルニアへの進出を支えた⁴³⁾。在米日系企業家の団体である南加日系人商業会議所は、日米間の貿易に関して、日本企業との提携やコンサルティング活動にも従事し、日本企業の当地への進出を支援した⁴⁴⁾。一方で、戦後期における日系エスニック経済の維持のためには、若い新規労働力の供給が必要であり、難民や短農は、戦前からのエスニック経済を維持させるための移動でもあった。

さらに、1952年体制は、日系人と日米両政府との政治的な紐帯とも結びついていた。マサオカからJACLの二世指導者は、日米を行き来しながら難民や短農の移動のための政治交渉を担ってきた。また、戦前からの一世指導者で戦後に南加日系人商業会議所の会頭を務めた迎田勝馬も、自身の出身地でもある鹿児島県出身の難民の保証人を務めた⁴⁵⁾。日本側でも、ロスアンジェルスへの留学経験を持つ鹿児島県選出の衆議院議員の二階堂進やフレズノで育った広島県選出の松本瀧蔵など、在米日系人社会との結びつきを持つ政治家がプログラムの実現や実行にあ

たって重要な役割を担った⁴⁶⁾。とくに、松本は、在米日系人から「我らの瀧さん」と呼ばれ、短農プログラム設立時にはマサオカと日本政府を仲介し、プログラム実施時には外務政務次官として関わった⁴⁷⁾。1958年の衆議院議員選挙の際には、在米支援者らが、松本の選挙区である広島親類や知人に推薦するだけでなく、「陣中見舞」として支援金を集めて送った⁴⁸⁾。このような政治的な紐帯は、日米間の人の移動を活発にするとともに、日系二世指導者の政治力の源泉の一つとなった。

以上のような経済的・政治的な紐帯の空間的な拡張を支えたのは、「日米親善」という言説であった。当初、在米日系人は、新しい人の移動を「人種平等」の実現と表現していた。JACLが、戦争花嫁法の日本人女性への適用、「混血孤児」の受け入れ、「帰化不能外国人」規定の廃止を訴えたのは、「日本人」という人種的属性によって移動が制約される状況を打破するためであった。その後、MW法が成立し、1952年体制の制度化が進み、難民救済法や短農プログラムの受け入れが検討されると、これを支える言説として「日米親善」が強調されるようになった。マサオカは、米国内の「日系人の代表」としてJACLが「日米関係を真に友好的なレベルに維持することは、私たちの自己利益にもかなうもの」であると訴え、両国間の関係に積極的に関与することの重要性を強調した⁴⁹⁾。また、外務省は、短農プログラムを、「日本農村の対米感情に好影響を及ぼす」「日米協力関係の最も有力な一環」と説明している⁵⁰⁾。さらに、短農事業の検討を行った連邦下院議会の移民帰化小委員会は、その報告書の最後で、労働組合の批判に対して短農プログラムの妥当性を述べたうえで、同政策が「広範な国際協力、日米関係のさらなる改善」をもたらす点で有益であると主張した⁵¹⁾。

このような「日米親善」という言説は、1950年代という時代と日系人を取り巻く歴史的状況を考えれば、表面的な「建て前」にとどまらない、切実性を帯びていた。在米日系人にとって、排日運動や強制収容の経験は、日米関係の悪化がコミュニティにもたらす破壊的影響を痛感させ、安定的な日米関係が在米日系人社会の維持と発展のための最低条件であるという教訓をもたらすものだった。そして、日米間の「親善」は、朝鮮戦争後の冷戦状況下の東アジア安全保障にとっても喫緊の課題であった。日本の主権国家としての再生が、日米安全保障条約の締結と沖縄の米軍統治継続といった安全保障面での連携を伴っていたように、1952年体制における日米間のトランスナショナルな紐帯は、日米戦争の経験に裏打ちされた「親善」への強迫観念によって支えられていた。

5. 「日米親善」へのコミットメント：移動性、統制、人種

さらに、1952年体制における人の移動を支えた「日米親善」へのコミットメントは、冷戦という歴史的文脈においては、反共産主義を絶対的な前提条件とした。MW法は、共産主義者の

取締りや排除を徹底するものであり、1952年体制に関わる者や移動者自身に対しても、その前提は共有された。たとえば、日米間の経済連携の仲介役でもあった南加日系人商業会議所は、会則において「反米主義者、共産主義者の入会を許さず」と規定し、短農プログラムを進めた農業労務者派米協議会は、派遣者選定の際に同様の資格要件を設けた⁵²⁾。

このような前提は、新しい移動者だけでなく、米国在住の日系人にも強制された。MW法の制定によって、日系移民も、「共産主義者」を逮捕、拘束する「赤狩り」の対象となった。1953年、ロスアンジェルス移民局は、元日本語新聞記者の情報にもとづいて、1930年代に「日系人共産黨員」の集会に参加した一世8名を検挙し、強制送還を命じた⁵³⁾。ほかにも、竹本康雄や松井秀次ら複数の一世が、戦前の活動を理由に逮捕され、強制送還された⁵⁴⁾。同様に送還対象となったエド・H・ミタは、二世の労働運動家カール・ヨネダへの手紙のなかで「僕が簡単にスパイの言葉だけで送還される様であったら一世なら誰の生活もあぶない事になる」と語っている⁵⁵⁾。ミタの言葉は、1952年体制における反共産主義という前提条件のもとで、日系人を「強制送還可能な外国人 (deportable aliens)」とする国家の恣意性を示唆している。実際、強制送還の脅威は、在米日系人にとっては、けっして誇張されたものではなかった。なぜなら、戦時強制収容の経験は、日系人に対して国家権力が恣意的に強制的な移住を命じたり、市民権を剥奪したりすることが可能であるということを感じさせていたからである⁵⁶⁾。

「強制送還可能性 (deportability)」は、1950年代の米国南西部における人種秩序へと在米日系人を位置づける鍵概念でもあった⁵⁷⁾。1950年代の日本からの農業労働移民計画は、メキシコからの「ウェットバック」と呼ばれる非合法越境者の存在が問題化したことを背景としていた。それゆえ、その導入はメキシコ系非合法入国者を取締り、強制的に送還するウェットバック作戦 (Operation Wetback) の進行と連動したものであった⁵⁸⁾。日系人とメキシコ系は、南カリフォルニアで生活・労働空間を共有する、強制送還可能な移民集団としての共通点を有していた。

しかし、その地位の共通点にもかかわらず、1950年代の新規農業移民導入時の議論は、むしろ日系人とメキシコ系のあいだの差異を際立たせようとした。たとえば、サンフランシスコの勝野康助領事は、カリフォルニア州幹部の発言として「メキシコ人は統制がなく、彼等は失踪したり、農業以外の方面に進入して困る」と述べ、日本人農業労働者の規律ある導入を求めた⁵⁹⁾。M・マサオカも、米国移民政策に影響力を持つウォルター・ジャッド (Walter H. Judd) 下院議員への手紙のなかで、日本人は「メキシコ人の受け入れ計画を悩ます『ウェットバック』の管理という問題を避けることができる」と、短農プログラムの優位を強調した⁶⁰⁾。また、二世記者のハリー・ホンダ (Harry K. Honda) は、「労働者」として殺到するメキシコ人「ウェットバック」に対し、日本人は「単なる労働者にとどまらない本当の農民 (true farmers)」として「日の出から日没まで働いて砂漠を農地に変えた」こと、アメリカに必要な

のは、このような「ごく普通の農民（small-time farmer）」であると述べている⁶¹⁾。

一方で、移民局長官は、短期農業労働者と「米国婦人との結婚」や、若い男性を中心とした短農の「性生活」について懸念を示した。マサオカや日本政府側は、「入国後の資格変更を認めない」という規定によって「結婚を阻止」し、「性生活」についても、レクリエーションや余暇について集団的なガイダンスを行うことで対処するとした⁶²⁾。短農プログラムは、先行事例であるメキシコ人農業労働者の条件を踏まえながらも、その移動経路だけでなく、労働や節制、さらには余暇やセクシュアリティを含めた日常生活世界に対する組織的な統制の枠組を伴った。短農プログラムは、メキシコ人と日本人のあいだの人種的な差異を前提とした、強制送還可能な外国人労働力の効率的な調達と組織的管理の枠組として提案された。

以上のように、1952年体制における日系人のトランスナショナルな移動性は、冷戦時代の反共産主義と地域社会における人種的序列関係にもとづいた「強制送還可能性」と表裏一体のものであった。このような文脈から考えれば、この移動性を正当化した「日米親善」という言説にも、特別な意味が付与される。それは、単に両国間の友好的な関係を維持するというだけにとどまらず、「反米的」とされるような思想や行動に対する徹底した統制と同義語であった。在米日系メディアは、1952年2月の「共産党の反米デモ」や、5月の「旧朝連系」による「反米暴動」（血のメーデー事件）など、日本国内における「反米」運動に対して危機感を煽る報道を繰り返した⁶³⁾。また、米軍統治下にある沖縄についても、一世指導者の1人で沖縄出身の仲村権五郎は、沖縄を訪問し、米国統治の「恩恵」を軽視する「日本復帰」運動を厳しく批判した⁶⁴⁾。このような反「反米」主義は、反人種主義を訴えるアフリカ系の社会運動や、「ウェットバック作戦」に対峙したメキシコ系の立場との齟齬をも作り出す土壌ともなった⁶⁵⁾。そして、反「反米」の名の下に「日米親善」を追求しようとしたのが、第二次世界大戦中に収容所の管理や統制に協力し、キャンプ内の「非米（Un-American）」勢力の一掃に尽力したJACLの指導者らであったことは決して偶然ではない。マサオカらにとって、「日米親善」へのコミットメントは、戦時の愛国主義的ナショナリズムの延長線上にあった。

6. おわりに

以上のように、日米間の人々の移動の1952年体制は、戦争や占領といった歴史的な文脈を踏まえながらも、2つの国民国家にそれぞれ所属する国民の移動の権利という枠組のもとで成立した。このような枠組のもとで、JACLをはじめとする在米日系人団体は、戦後の新しい移動性を支える政治・経済・社会的な紐帯の構築に熱心に取り組んだ。一方で、このような新しい移動経路において「門を守る」実践は、国家の恣意性を前提とした「強制送還可能性」をふまえ、米国南西部のローカルな人種間序列関係のなかに「日本人」としての集合的自己を位置づける

ことを伴っていた。

1952年体制における移動を駆動したものは、戦前移民の記憶であり、戦争がもたらした荒廃と機会であり、そして国境を越える在米日系人コミュニティの新構想であった。日米両国が、どのようにして戦争による人種的敵意と憎悪の時代を「清算」し、冷戦下の親善と連携の時代へと「移行」したのか。そのなかで在米日系人がいかにこの「移行」を経験し、そこに介入しようとしたのか。このような問いは、人の移動の1952年体制の制度的枠組の確立とその実践過程の核心を突いている。従来の「日系アメリカ人」の物語は、このような経験を「同化」や「成功」という言葉で表現してきた。本論文が明らかにしたのは、その「同化」物語の背後に、日米関係の再定義と両国間の新しい移動性の促進に尽力した二世の姿があり、その実践は、「日米親善」という名前の反「反米」主義と冷戦期アメリカにおける人種関係に埋め込まれてきたという点であった。

その後、国別割当を廃止した1965年移民法は、1952年体制の根本的な枠組を解体し、「第三世界」からの大量移民の時代をもたらしたが、日本からの新しい大規模移民を誘発することはなかった。日本の高度経済成長が顕著になり、出移民政策が停滞する一方で、在米日系人社会の「日米親善」へのコミットメントも、1950年代末頃から変質し、後退を余儀なくされた。1952年体制における活発な移動性は、戦後の日米関係の冷戦的枠組への再統合のなかで、両国のはざまを生きてきた日系人が、新規移民にそのコミュニティの発展と拡張の可能性を追求した時代の産物だったのである。

注

- 1) Bill Hosokawa, *JACL in Quest of Justice* (New York: William Morrow and Company, 1982), p.293. 近年の研究では、単線的な同化よりも、二世内部の多様性や他の人種集団との関係に注目し、日系人の変化を同時代人種エスニック関係に位置づけて理解する傾向がある。Lon Kurashige, *Japanese American Celebration and Conflict: A History of Ethnic Identity and Festival in Los Angeles, 1934-1990* (Berkeley: University of California Press, 2002); Scott Kurashige, *The Shifting Grounds of Race: Black and Japanese Americans in the Making of Multiethnic Los Angeles* (Princeton: Princeton University Press, 2007).
- 2) たとえば、David M. Reimers, *Still the Golden Door: The Third World Comes to America, Second Edition* (New York: Columbia University Press, 1993)を参照。近年では、1924年から65年までの移民統制の過程に、現代移民政策の歴史的起源をさぐる動きもある。Mae M. Ngai, *Impossible Subjects: Illegal Aliens and the Making of Modern America* (Princeton: Princeton University Press, 2005).
- 3) ジョン・W・ダワーは、講和会議以降の日本を取り巻く国際的な政治秩序を「サンフランシスコ体制」と呼び、現代に至るアジア太平洋地域の国際政治の枠組となったことを強調している。ジョン・W・ダワー（明田川融訳）「サンフランシスコ体制」ジョン・W・ダワー、ガバン・マコーマック『転換期

- の日本へ』（NHK 出版、2014 年）、pp.19-114.
- 4) 1952 年体制の確立は占領期の諸制度を引き継ぎながらも、移動する個人を日本かアメリカいずれかの「国民」として把握・登録させる制度の再編を伴っていた。移動する個人を「掌握する (embrace)」国家という概念については、以下を参照。John Torpey, *The Invention of the Passport: Surveillance, Citizenship, and the State* (Cambridge: Cambridge University Press, 2000), p. 11.
 - 5) エリカ・リーは、「門を守る (gatekeeping)」とは、移民法の制定にとどまらず、法律が人の移動を監視し、認可し、規制する包括的な過程として定義する。1952 年体制も、単に法律や制度だけでなく、それが実行される社会的過程も含んで成立する包括的なものとする。Erika Lee, *At America's Gate: Chinese Immigration During the Exclusion Era, 1882-1943* (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 2003), pp.19-22.
 - 6) 1952 年に主権を回復した日本は、出入国管理の独立した管理主体となり、日本国籍を喪失した在日朝鮮人・台湾人を「外国人」として管理する制度的枠組を形成した。大沼保昭はこれを、出入国管理の「52 年体制」と呼んでいる。文京洙によれば、1950 年代は、在日朝鮮人にまつわる問題が「『国民』の論理に収斂される時代」であり、在日朝鮮人も「自らを『外国人』として律し」た結果が北朝鮮への「帰国運動」であった。大沼保昭『新版・単一民族社会の神話を超えて：在日韓国・朝鮮人と出入国管理体制』（東信堂、1993）、pp.264-267；文京洙「戦後在日朝鮮人の生活と日本社会」安田常雄編『社会の境界を生きる人びと：戦後日本の縁』（岩波書店、2013）、p.93.
 - 7) 『羅府新報』1954 年 5 月 11 日.
 - 8) Eiichiro Azuma, "Brokering Race, Culture, and Citizenship: Japanese Americans in Occupied Japan and Postwar National Inclusion," *The Journal of American-East Asian Relations*, 16: 3 (2009), pp. 183-211.
 - 9) 『羅府新報』1953 年 10 月 27 日.
 - 10) Hosokawa, *JACL in Quest of Justice*, p.288.
 - 11) "Statement of the Japanese American Citizens League, Anti-Discrimination Committee on the Revision of Immigration, Naturalization, and Naturalization Laws for the Joint Committee of the Senate and House Judiciary Subcommittee on Immigration and Naturalization," March 7, 1951 (Box 42, History of Japanese American Citizens League Collection, Japanese American National Library, San Francisco), p.3.
 - 12) Mary L. Dudziak, *Cold War Civil Rights: Race and the Image of American Democracy* (Princeton: Princeton University Press, 2000). MW 法制定への在米日系人の関与の冷戦的文脈については以下を参照。Ellen D. Wu, *The Color of Success: Asian Americans and the Origins of Model Minority* (Princeton: Princeton University Press, 2014), pp.97-100.
 - 13) 『羅府新報』1953 年 4 月 22 日；『加州毎日』1954 年 12 月 2 日.
 - 14) 『覚書』（October 9, 1947）. 外務省記録『諸外国移民法規並びに政策関係雑件』第一巻（J-1-2-0-1-1, 外務省外交史料館）.
 - 15) 外務省欧米局第一課『アメリカ合衆国移民法の概要』（1953 年 3 月 20 日）外務省記録『諸外国移民法規並びに政策関係雑件』第一巻（J-1-2-0-1-1, 外務省外交史料館） p.31.
 - 16) 『羅府新報』1955 年 5 月 25 日.
 - 17) 『羅府新報』1953 年 1 月 6 日；1954 年 7 月 23 日. *Pacific Citizen*, July 31, 1953.
 - 18) 米国民権を喪失した二世は日本への「強制送還」対象となった。『羅府新報』1955 年 1 月 28 日；

1955年8月15日。集団訴訟については、村川庸子『境界線上の市民権：日米戦争と日系アメリカ人』（御茶の水書房, 2007年）に詳しい。

- 19) Public Law 414, Chapter 477, June 27, 1952, pp.224-225.
- 20) 『加州毎日』1952年1月8日。このような記事は、同じ日本語新聞の『羅府新報』にはほとんど掲載されていない。日英二言語で英語も堪能なリーダ層の意見を反映しやすい『羅府新報』に対して、1950年代前半の『加州毎日』の記事は日本語のみで、非正規層を含む多様な一世を対象としたものが多かったといえる。
- 21) 「最近の国際情勢」第3巻7号（1948年7月）外務省記録『諸外国移民法規並びに政策関係雑件』第一巻（J-1-2-0-1-1, 外務省外交史料館）。
- 22) 『加州毎日』1954年4月12日；1954年6月3日。
- 23) 交流を支える組織として、1954年に設立された北米沖繩クラブは、沖繩への物資救援活動も担った。北米沖繩人史編集委員会編『北米沖繩人史』（北米沖繩クラブ, 1981）。
- 24) 『琉球住民』の地位及びその海外における取扱に関する件（1955年8月19日）外務省記録『沖繩人の移住関係』（J-1-1-0-18, 外務省外交史料館）。米軍統治下の沖繩における海外移住については、以下も参照。蘭信三「戦後日本をめぐる人の移動の特質：沖繩と本土の比較から」安田編『社会の境界を生きる人びと』pp.42-70。
- 25) 外務省の調査では、1951年から59年のあいだに米国への「移民」数の78.2%（46,899名中36,665名）を「国際結婚」による移民が占めていた。若槻泰雄・鈴木讓二『海外移住政策史論』（福村出版, 1975）, p.261。
- 26) 『羅府新報』1951年9月29日。
- 27) 『羅府新報』1952年11月7日；『加州毎日』1952年11月17日。
- 28) 中央児童福祉審議会「混血児対策諮問についての答申」（1953年7月21日）外務省記録『本邦人と諸外国人の混血児問題』（I-6-0-0-5, 外務省外交史料館）。
- 29) 「加州柑橘園の日本人労働者雇傭に関する件」（1953年1月13日）外務省記録『農業労働者派米関係 派米実施までの経緯 第一巻』（J-1-1-0-5-1-1, 外務省外交史料館）；William H. Talbart to Ono Shingi, October 30, 1952, 同上所収。
- 30) Yukiko Koshiro, *Trans-Pacific Racisms and the US-Occupation of Japan* (New York: Columbia University Press, 1999), p.156.
- 31) Gil Loescher and John A. Scanlan, *Calculated Kindness: Refugees and America's Half-Open Door 1945-Present* (New York: Free Press, 1986), pp.45-46.
- 32) Catherine Ceniza Choy, *Global Families: A History of Asian International Adoption in America* (New York: New York University Press, 2013), Chap.1.
- 33) *Pacific Citizen*, March 26, 1954; *Pacific Citizen*, January 18, 1957.
- 34) *Pacific Citizen* August 7, 1953.
- 35) *Pacific Citizen*, November 26, 1954. 『羅府新報』1955年1月17日。
- 36) 『羅府新報』1955年4月13日；1955年4月23日。
- 37) 『羅府新報』1955年7月8日；『加州毎日』1956年2月25日；*Pacific Citizen*, January 18, 1957; 外務省『わが外交の近況 昭和32年版』（外務省, 1957）, p.148.
- 38) 短農事業の成立をめぐる日本政府内の折衝については以下の文献を参照。伊藤淳史「農業労働者派米事業の成立過程」『農業経済研究』83:4（2012）, pp.221-223.

- 39) Mike Masaoka, "Working Draft: Temporary Japanese Agricultural Workers" (March 17, 1955), 外務省記録『派米実施までの経緯, 第一巻』; 「短期労働移民に関する件 (その三)」(1955年8月30日), 同上所収.
- 40) 「短期農業労働者派米に関する件」(1956年10月29日), 外務省記録『農業労働者派米関係 農業労働者派米協議会 在外支部関係』(J-1-1-0-5-1-2-3, 外務省外校史料館).
- 41) マサオカは, 「難民青年」を一世農業移民と重ね合わせ, その「先祖と同様に」, 「アメリカの土地に偉大な貢献」を期待した。 *Pacific Citizen* June 17, 1955.
- 42) *Japan Times*, October 24, 1957; October 26, 1957; *Pacific Citizen*, October 25, 1957.
- 43) Hillary Jenks, "Seasoned Long Enough to Concentration: Suburbanization and Transnational Citizenship in Southern California's South Bay," *Journal of Urban History* 40:1 (2014), p.16.
- 44) 『南加日商会報』(1958年8月20日)等によれば, 南加日系人商業会議所は「貿易照会」活動にも熱心で, 日本からの企業関係の訪問者と現地日系人企業との連携にも関わった。『南加日商会報』(1949年～1958年) (Box 132, Folder 5, Japanese American Research Project Collection, Young Research Library, University of California, Los Angeles).
- 45) 『加州毎日』1956年4月6日.
- 46) 二階堂進は, 自民党議員団の一員として渡米し, 「難民青年」受け入れ実態の調査などに関わった。『羅府新報』1956年10月11日; 1956年10月12日. 1957年7月16日.
- 47) 「テレタイプ会談」(1956年5月23日) 外務省記録『農業労働者派米関係, 派米実施までの経緯, 第三巻』(J-1-1-0-5-1-1, 外務省外交史料館); 「第二十八回国会参議院予算委員会第二分科会会議録第三号」(1958年3月25日) 外務省記録『農業労働者派米関係雑件』(J-1-1-0-5-1, 外務省外交史料館).
- 48) 『羅府新報』1958年5月9日.
- 49) *Pacific Citizen* November 15, 1957. このようなマサオカの立場は, JACLの大幅な方針転換を示すものとして, 団体内部で激しい論争を引き起こした。この論争については, 以下の文献を参照。Wu, *The Color of Success*, pp.100-108.
- 50) 外務省『わが外交の近況 昭和32年版』(外務省, 1957), p.153.
- 51) "Japanese Agricultural Workers," Report of Subcommittee No.1 of the Committee on the Judiciary House of Representatives, July 10, 1957 (Washington DC: Government Printing Office), p.16.
- 52) 「南加日系人会々則」1950年10月12日修正 (Box 132, JARP); 「昭和三十一年度派米農業労働者募集要項」外務省記録『農業労働者派米関係 農業労働者派米協議会』(J-1-1-0-5-1-2, 外務省外交史料館)
- 53) 『北米新報』1954年4月22日. なお, 送還対象となった幸地ポール真正は強制送還の無効性を訴えて裁判闘争を続け, 1964年の最高裁の判断で送還停止となった。『紐育日米』1964年2月27日.
- 54) 『北米毎日』1952年1月30日; 『羅府新報』1954年5月13日.
- 55) "Ed H. Mita to Karl G. Yoneda," September 22, 1953 (Box 1, Karl G. Yoneda Papers, Young Research Library, University of California, Los Angeles).
- 56) 村川『境界線上の市民権』は, 戦時強制収容のもとで, 「敵性外国人」の逮捕・拘留にとどまらず, 「敵性市民」の市民権の剥奪, 強制送還を可能にする制度が確立されたことを強調している。
- 57) Natalia Molina, *How Race Is Made in America: Immigration, Citizenship and the Historical Power of Racial Scripts* (Berkeley: University of California Press, 2013).
- 58) 同作戦については日本語新聞でも詳細が伝えられている。『羅府新報』1953年8月10日.
- 59) 「対米季節移民に関する件」1954年12月23日. 外務省記録『農業労働者派米関係, 派米実施までの経緯』(Box 132, Folder 5, Japanese American Research Project Collection, Young Research Library, University of California, Los Angeles).

緯, 第一巻].

- 60) "Mike Masaoka to Walter H. Judd," February 11, 1954. 外務省記録『農業労務者派米関係, 派米実施までの経緯, 第一巻].
- 61) *Pacific Citizen*, May 29, 1953.
- 62) 「短期移民に関するマイク正岡及び三上精一両氏との会談の件」1955年4月28日. 外務省記録『農業労務者派米関係, 派米実施までの経緯, 第一巻].
- 63) 『羅府新報』1952年2月21日; 1952年5月1日.
- 64) 『加州毎日』1954年6月4日.
- 65) 日系人と他の人種マイノリティのあいだの齟齬については, 以下の文献も参照。Kurashige, *The Shifting Grounds of Race*, p.185; Molina, *How Race Is Made in America*, pp.128-130.

(南川 文里, 立命館大学国際関係学部准教授)

U.S.-Japan Migration and Control in the Post-Occupation Era: The Japanese-American Community under the 1952 Regime of Human Migration

In the 1950s the highest number of Japanese immigrated to the United States since World War II. The U.S. Immigration and Naturalization Act of 1952 eliminated a racial barrier, allowing Japanese to immigrate and become naturalized in the United States. In 1952, Japan also recovered its sovereignty as an independent nation, following the San Francisco Peace Treaty. The treaty and new immigration legislations redefined U.S.-Japan relations and the status of people moving between the two countries. This article deals with the 1952 regime of human migration, which “embraced” Japan-U.S. migration after the end of the U.S. Occupation of Japan, resulted in ambiguous legal status of Japanese in the U.S., and controlled trans-Pacific mobility during the Cold War. It also clarifies how the Japanese-American community committed to the regime as a “gatekeeper” to operate and control mobility.

This article discusses how the 1952 regime affected citizenship, legal status, and mobility of Japanese both in the United States and Japan. The new trans-Pacific mobility of Japanese in the 1950s was a product of Japanese-Americans’ involvement in inter-governmental negotiations for people’s movement. Besides the 1952 Act, the Refugee Relief Act of 1953 boosted new Japanese immigration including that of multiracial orphans under the Occupation and new agricultural workers hired by farms in California. The transnational ties of Japanese across the Pacific also helped to institutionalize the new mobility. The 1952 regime, however, redefined the deportability of Japanese in the United States and reconstructed racial meanings of being Japanese on the West Coast.

(MINAMIKAWA, Fuminori, Associate Professor, College of International Relations,
Ritsumeikan University)

